

市内企業人材確保推進事業業務委託仕様書

1 業務名

市内企業人材確保推進事業（以下「推進事業」という。）

2 事業の趣旨

遠野市総合計画の基本構想の共通優先方針に掲げる「産業振興・雇用確保」を推進するため、国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金による推進事業を実施する。

3 事業の目的

新卒者の地元就業者の減少、若年層の流出により懸念される労働力不足による地域経済の衰退を防ぐため、市内事業者等との連携により、市内企業の魅力向上及び魅力発信を行い、若年層を対象にUIターンによる市内企業への就職を促進させる。

4 事業目標

- (1) 市外に住民登録する方が本事業に参加する市内企業に就職した人数 40人
- (2) オープンファクトリー参加者数 200人

5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

6 実施場所

遠野市内及び岩手県外

7 業務内容

本業務の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

- (1) オープンファクトリー遠野しごと展（以下オープンファクトリー）の開催

ア 開催目的

市外在住者で遠野市への就職を考える大学生・UIターン希望者が遠野市内に事業所を置く企業（以下「市内企業」という。）への理解を深め、市内企業への就業者を確保することを目的とする。

イ 業務内容

- (ア) オープンファクトリーの企画・運営・管理

- a 参加企業が工場等の自社敷地内で来場者に対して資料やプレゼンテーションによる企業の魅力を紹介する場を設ける。来場者が参加企業を訪問するための交通手段を確保する。

- b 参加企業が市内施設内にブースを設置し、来場者に対して資料やプレゼ

ンテーションによる企業の魅力の紹介や自社の事業に関連したワークショップを実施する場を設ける。

c 求職者が企業と直接相談できる場を設ける。

d 開催時期 令和5年10月から12月までの間

e 開催場所 市内企業及び遠野市内施設

f 開催日数 2日以上

g 参加企業数

(a)令和4年度オープンファクトリー及び事前研修会参加企業 5社以上

(b)令和4年度オープンファクトリー及び事前研修会参加企業を除く

市内企業 5社以上

※参加企業の募集は、令和5年4月に商工労働課が行う。

(イ) 参加企業向け研修会の企画・運営

a 開催目的

受講者が自社の魅力を考えることで、仕事のやりがい、働くことについての意義、社会で果たす役割に気づき、効果的に自社をPRできる人材を育成することを目的とする。

b 業務内容

イ (ア) g (b) の参加企業に対して会社の魅力を分かりやすく来場者に伝えるための方法及びワークショップの企画運営方法を学ぶことができる内容とする。

c 実施回数

1社あたり3回以上

(ウ) 広報

a 目的 オープンファクトリーの目的を達成するための広報活動を行う。

b 業務内容

(a) ホームページ及びSNSアカウントの運営

SNS運用媒体数は3媒体以上とする。

(b) 告知用チラシデータ (A4) の作成及び印刷 (3,000部)

(c) ウェブ広告、紙媒体を利用した広告宣伝 5回以上

(d) 全参加企業のPR動画作成 (カ (1) の参加企業を除く)。

動画の時間は各企業3分以内とする。

(エ) アンケートの実施

参加企業及び来場者に対しアンケートを実施し、事業効果等について調査及び集計を行うこと。

(オ) 活動内容の報告

本市ホームページ等に掲載するための活動内容の報告書を作成すること。

(2) 合同企業説明会の開催

ア 開催目的 遠野市外に住民登録する方が市内企業を知る機会を設けることで、市内企業への就職者を確保することを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 合同企業説明会の企画・運営

遠野市外に住民登録する方が市内企業を知り、企業の採用担当者から就職について必要な情報を得ることができる内容とする。

(イ) 合同企業説明会の広報

開催目的を達成するための広報活動を行う。

ウ 開催時期 令和5年9月から令和6年2月までの間

開催場所 岩手県外

エ 参加企業数 市内企業 各回3社以上

オ 開催回数 2回以上

カ 開催日数 2日以上

(3) しごとと暮らしの体験ツアー（以下「体験ツアー」という。）の開催

ア 開催目的 遠野市外に住民登録する方が遠野の暮らしや仕事を体験するツアーを開催することで、市内企業への就職者を確保することを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 体験ツアーの企画・運営

市外在住者が市内企業の仕事や遠野での暮らしを体験することができるツアーを開催する。

(イ) 体験ツアーの広報

開催目的を達成するための広報活動を行う。

ウ 開催時期 令和5年9月から令和6年2月までの間

エ 開催場所 遠野市内

オ 開催回数 1回以上

カ 受入企業 3社以上

キ 参加者数 5名以上

8 業務実施上の留意事項

(1) 対象とする経費は、人件費、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品、印刷製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加工費、原材料費、委託料、広告費、その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とする。

なお、以下の経費は対象外とする。

ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費などの特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

オ その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

- (2) 財産取得等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本業務の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。
- (3) 当該事業費において取得した財産等を本市の事前の了解等無く無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等することはできない。
- (4) 委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

9 成果品

実施内容を記載した報告書を以下のとおり提出すること。

- (1) 実施報告書 1部（電子データをDVD等の媒体でも提出すること。）
- (2) オープンファクトリー参加企業のPR動画データ（mp4形式）

10 納期

成果品については、令和6年3月15日までに納品すること。

11 事業報告

(1) 随時の報告

本業務に関連し、市が調査又は報告を求めた場合については、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(2) 立会検査

本業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の本業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注した者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

(3) 業務完了届

受注した者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

12 委託料の支払

本業務の委託料は、本業務に係る検査が完了した後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

13 権利の帰属

本業務により作成されたものの利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から市に移転することになる。

14 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の総括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

15 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

16 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、遠野市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 21 号）を遵守しなければならない。

17 契約変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、受注者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
 - ア 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
 - イ 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
 - ウ 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
 - エ 行政目的上、この契約の内容について協議し、及び本契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。
- (2) 前記（1）に定める協議が、協議開始の日から 14 日以内に整わない場合には、変更の内容は遠野市が定めるものとする。

18 損害発生時の処理

- (1) 受注者は本業務の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が遠野市の席に帰する理由による場合を除き、事故の責任において処理しなければならない。
- (2) 受注者は、損害の賠償に備え、あらかじめ損害賠償責任保険へ加入するなど必要な

措置を講じるとともに、その内容を遠野市に報告するものとする。

- (3) 受注者は、事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を遠野市に報告するものとする。

19 その他

本業務の履行において生じた疑義についての取り扱いは、その都度市と受注者で協議の上決定する。